

愛知大学と株式会社名古屋銀行との
連携・協力に関する包括協定書

愛知大学(以下、「甲」という。)と、株式会社名古屋銀行(以下、「乙」という。)は、広く地域社会の発展に貢献するため、連携・協力に関する包括協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、甲及び乙それぞれの保有する情報や資源を用い、地域社会課題の解決、人材育成等の分野における、包括的な産学連携・協力によって、地域活性化に寄与することを目的とする。

第2条 (本協定の内容)

甲及び乙は、以下の事項について連携を行うものとする。

- 地域企業の課題解決等の相談・支援に関すること
- 地域の経済情報、動向等に関する情報交換及び発信に関すること
- 学生のキャリア形成支援に関すること
- 相互の人材育成に関すること
- 国際交流に関すること
- その他産学連携に関すること

但し、本協定の実施によって、甲及び乙それぞれが行う他の対外活動等については、制約を生じないものとする。

第3条 (守秘義務)

甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報について、これを機密情報として取扱い、以下の各号に定めた事項を除き第三者に開示又は漏洩してはならない。なお本協定に係る守秘義務については、本協定が終了した場合においても存続するものとする。

- 開示情報について、事前に甲、乙の相手方及び情報提供者の書面による同意がある場合
- 相手方から開示された時点で既に公知の場合、又は相手方から開示された後、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった場合
- 相手方から開示された時点で、既に自ら正当に保有していたもので、かつ、その旨を相手方に通知した場合
- 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられた場合

第4条 (有効期間)

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、本協定終了の3ヶ月前までに甲及び乙から特段の申出がないときは、同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (本協定の解除)

前条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して書面で解除を通知することにより、本協定を直ちに終了することができるものとする。

第6条 (準拠法および管轄裁判所)

本協定は日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。

- 甲及び乙は、本協定から生じ、または本協定に関連した係争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第7条 (協議事項)

本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定成立の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年 2月 26日

甲 愛知県豊橋市町畑町字町畑1番地の1
愛知大学
学長

広瀬 裕樹

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取

藤原 一郎